

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		担当課	農地・担い手 対策室	検索番号	1-13
法令名	農地法等の一部を改正する 法律(平成21年法律第57号)	根拠条項	附則6-4		
許認可等	売り渡された土地等への権利設定等の許可				
<p>1 根拠規定 附則第6条 4 この法律の施行前に旧農地法第六十一条の規定により売り渡された土地等の処分の制限及び当該制限についての違反に対する処分については、なお従前の例による。</p> <p><参考>旧農地法 (売り渡した土地等の処分の制限) 第七十三条 第六十一条の規定により売り渡された土地等の売渡通知書に記載された第六十七条第一項第六号の時期到来後三年を経過する前にその土地等の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が、同一の事業の用に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにするを目的としてその農地について第三条第一項本文に掲げる権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従ってこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）において、当該事業の用に供するためその土地等の権利を取得するときは、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 土地収用法 その他の法律によつてその土地等が収用され、又は使用される場合 二 遺産の分割によつてこれらの権利が取得される場合 三 その他農林水産省令で定める場合</p> <p>2 前項の許可は、条件をつけてすることができる。</p> <p>3 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。</p>					
<p>2 審査基準 ○農地法関係事務に係る処理基準について (平成12年6月1日付け12構改B第404号事務次官通知) 別紙2 農地法等の一部を改正する法律附則に係る処理基準 第四 改正法附則第6条第4項関係 (1) 旧法第73条の許可基準 都道府県知事は、旧法第73条第1項の許可をするかの判断は、法令の定めによるほか、次によるものとする。</p> <p>① 旧法第61条の規定により売り渡された土地等について旧法第72条第1項の規定による買収を行うことが相当であると認められる場合には、許可を行わないものとする。</p> <p>② ①に該当する場合を除き、農地を転用するためその農地について農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条第1項本文に掲げる権利を取得する行為に係る旧法第73条第1項の許可をするかについては、法第5条第2項に規定する許可の基準によって判断するものとする。</p>					

③ ①及び②以外に該当する場合は、法第3条第2項に規定する許可の基準によってその可否を判断するものとする。

(2) 農業委員会に対する通知

都道府県知事は、旧法第73条第1項の処分を行った場合及び農林水産大臣から同項の処分を行った旨の通知があった場合には、その旨を申請に係る農地の所在する市町村の区域を管轄する農業委員会に通知するものとする。